

半期報告書の訂正報告書

事業年度 自 2025 年 1 月 1 日
(第 86 期中) 至 2025 年 6 月 30 日



KURIYAMA

クリヤマホールディングス株式会社

E 0 2 9 7 9

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 5 第 5 項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025 年 8 月 20 日
【中間会計期間】	第 86 期中（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）
【会社名】	クリヤマホールディングス株式会社
【英訳名】	KURIYAMA HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 小貫 成彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号
【電話番号】	06(6910)7013
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 元木 雄三
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号
【電話番号】	06(6910)7013
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 元木 雄三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年8月8日に提出いたしました当社の第86期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）の半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 経理の状況

1 中間連結財務諸表の作成方法について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付しております。

第一部【企業情報】

第4【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

（訂正前）

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

（訂正後）

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、
連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。